

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：42502

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25871020

研究課題名(和文) 1970年代のネパールにおける国民教育制度変革の背景と過程

研究課題名(英文) The background and reform process of education system in Nepal in the 1970s.

研究代表者

中村 裕 (NAKAMURA, YUTAKA)

聖徳大学短期大学部・保育科・准教授

研究者番号：90572165

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、1970年代初期のネパールにおける国民教育制度変革の背景と過程を明らかにすることである。本研究を通じて、基本資料の収集、「ネパール国民」概念の確認、1950～60年代における教育計画の整理、1970年代における教育計画の全体的な追究、1960～1970年代の教育計画におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明という成果を得た。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the background and reform process of education system in Nepal in the 1970s. The main achievement of research are: 1)collection of research and historical materials, 2)examination of concept of "Nepalese nation", 3)studying of outlines of educational program in 1950-1960s, 4)clarification of outlines of educational program in 1970s, 5)investigation of way to nation building in educational program in 1960-1970s.

研究分野：社会科学

キーワード：教育制度 ネパール 国民統合 教育学

### 1. 研究開始当初の背景

ネパール王国(Kingdom of Nepal, ネパール)は、小国ながら希有な文化的、政治的、経済的特徴(100前後のエスニック・グループおよび言語の存在、近年までのヒンドゥー教を国教とした立憲君主体制、世界有数の後開発途上国であること)から、これらの領域において内外の研究者の注目を集める国家である。教育学においても、ネパールが第三世界諸国における教育問題を典型的にはらむことから、近年では、日本でも同国を対象とした研究が増加しつつある。

一方、こうした成果のほとんどが今日の教育問題を対象としており、同国の教育史は、日本や欧米はもとより、ネパールにおいても十分に解明されていない。しかし、現在のネパールの教育問題に注目し、それへの接近を図ればこそ、まず、いかなる過程を経て、現在の教育をめぐる状況が生じてきたのかを、適切な時代区分、史資料、分析軸をもって解明しなければならないであろう。この解明に有効である目的や方法の選択には、ネパールの概況を確認する必要がある。

ネパールでは、1951年に、国王を傀儡化した廷臣ラーナ族による間接的専制政治体制が打倒された(王政復古)。ラーナ族は、国内の近代化を阻害する政策をとったため、国内の開発は進まず、教育に目を向ければ、当時約800万人の人口に対して、初等学校数は321校、同在籍者数は8,505人、同就学率は0.9%に留まっていたのである。また、各エスニック・グループが新体制のもとで自らの権益を主張して相争った結果、治安は乱れ、国内はほぼ内乱状態に陥っていた。

こうした状況において、ネパールの国家開発は、ほぼゼロベースで開始された。教育に関しては、ネパール史上初めて、国家規模での教育制度創設の試みが開始されたが、同制度には、国民国家の形成に不可欠な、「国民」の育成が託された。すなわち、1951年以後のネパールにおいて、教育の第一の目的は、国民意識に乏しい民衆を、国家における共通のコードや規範を身に付けた「ネパール国民」として育成し統合することであり、教育制度は、国民統合の主要な担い手として構想され、その構築が目指されたのである。従って、1950年代以後のネパール教育史を解明する際に最も有用な方法は、同国の教育開発の歴史を、国民を育成し統合するための教育制度、すなわち国民教育制度創設の試みと捉えた上で、その背景、過程、帰結を明らかにすることといえる。

こうした課題意識から、研究代表者は、これまで1950年代および1960年代のネパールにおける国民教育制度の創設および整備過程を追究してきた。

本研究は、研究代表者のこれまでの成果を継承しつつ、新たに1970年代も含めて当該制度変革の背景および整備過程を追究する試みである。

### 2. 研究の目的

本研究は、1970年代初期のネパールにおける国民教育制度変革の背景と過程を明らかにすることを目的とする。

具体的には、憲法や国籍法などの法令や、教育計画および政策文書、外国の教育援助機関および国際機関の事業報告書、ネパール国内外の研究論文や調査等を対象にして、1960年代から1970年代初めにおいて、国民国家建設という国家目標を達成するために、いかなるネパール国民概念が想定され、その国民の育成のためにいかなる教育制度および計画が構想され、そして、国民教育制度変革の試みがいかに実施されたかを追究する。

### 3. 研究の方法

本研究は、(1)基本資料の収集、(2)「ネパール国民」概念の確認、(3)1950~60年代における教育計画の整理、(4)1970年代における教育計画の全体的な追究、(5)1960~1970年代の教育計画におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明を通じて、目的を達成する。

#### (1) 基本資料の収集

ネパールの省庁、および、同国トリブヴァン大学の附属図書館、および、同大学附属の教育改革・開発研究センター(CERID)のほか、国際機関、国内外の大学や研究所などを通じて、本研究の基本資料を探索し、収集する。

#### (2) 「ネパール国民」概念の確認

憲法や国籍法、教育法などの法令や、国家開発および教育開発文書において、育成が目指された「ネパール国民」概念を明らかにする。これをもって、王政復古から1970年代のネパールにおける教育開発を、国民教育制度の創設と整備の過程と捉えて解明するための視点確立の一助とする。

#### (3) 1950~60年代における教育計画の整理

1970年代における国民教育制度変革および整備過程の背景として、1950~1960年代における教育計画の全体像を整理する。

具体的には、1960年代のネパールにおける教育開発の基本文書である、国家教育審議会(ARNEC)報告書、同報告書の実施に係るネパール政府の年次報告書、総合的な国家開発計画である3か年計画(1962-1965)および第3次5か年計画(1965-1970)文書、ユネスコの調査報告書、国際援助機関の報告書などの読解、および、1950年代における教育開発の基本文書であるネパール国家教育計画委員会(NNEPC)報告書との比較等を通じて、1950~60年代における教育計画を整理する。

#### (4) 1970年代における教育計画の全体的な追究

先行研究等において重要性が指摘されて

いながらも、必ずしも明示されていない1970年代における教育計画をまず全体的に追究する。

具体的には、従来の教育制度の抜本的改革を図る1971年の「国民教育制度」(National Education System)計画(NESP)、同計画の実施に係るネパール政府の年次報告書、総合的な国家開発計画である第4次5か年計画(1970-1975)および第5次5か年計画(1975-1980)文書、国際援助機関の報告書などの読解、および、NNEPC報告書やARNEC報告書との比較等を通じて、1970年代における教育計画を全体的に追究する。

(5)1960～1970年代の教育計画におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明

先に明らかにした「ネパール国民」概念が、改正された教育法のほか、ARNEC報告書、NESP、3か年および5か年計画など、教育計画文書において全体的にどのように位置付けられたか、換言すれば、ネパール国民を育成するために、いかなる教育制度が構想されたかを明らかにする。

#### 4. 研究成果

本研究を通じて、以下の成果を得た。

##### (1)基本資料の収集

トリブヴァン大学附属図書館などを通じて、ARNEC報告書や、経済開発文書、関連法規等を入手した。さらに、2016年度にはネパールを訪れ、関連資料・史料を探索し収集した。

##### (2)「ネパール国民」概念の確認

1950代における主要法令、たとえば、暫定統治法などでは、国家の統治機構、国民の有する権利や、ネパール国籍を保持するという意味での国民の定義は規定されている。しかし、国民が共通に有するコードや規範については全く定められていない。

これに対して、1960年の国王親政開始後に公布されたネパール憲法(1962年12月)は、国王に対する願望や、忠誠という絆に結ばれた「国民」(第2条)「独立、不可分、主権的、君主制ヒンドゥー国家」としての「国家」(第3条)「国語」であるネパール語(第4条)の定めとともに、国旗、国歌、国花、国色、国獣、国鳥など多様な国家の象徴の明文化など、それまでの国内最高法に比べて、ネパールのナショナル・アイデンティティをより強調した内容となっている。

また、同憲法は、ネパール語の読み書き能力をネパール国民の要件と事実上規定している点にも特徴があり、たとえば、同憲法における外国人のネパール国籍取得要件には、ネパール語の読み書き能力が含まれている。

##### (3)1950～60年代における教育計画の整理

NNEPCは、爆発的ではあるが不齊に教育

が拡大する過程において任命された。その目的は、教育に係る現状調査と、統一的な国民教育制度創設に向けた教育計画の策定である。

NNEPCの教育計画の主な特徴は、複線型から単線型学校体系への移行、職業教育を重視した5年間の初等教育の導入、多目的ハイスクールによる5年間の中等教育の導入、総合大学の創設と高等教育制度の整備、成人識字プログラムの広範かつ迅速な実施、多数の初等学校教員の即時養成、教具・教材の開発および出版機関の設置、地方コミュニティによる初等中等学校の運営、校地、校舎、設備および備品などの教育環境の整備、教育関連法令の制定、初等中等教育におけるネパール語の教授用語化などである。

こうしたNNEPCの教育計画は、5か年計画とは独立した教育5か年計画にほぼ採納され、当初は教員養成数や識字クラスの設置数など数量的に大きな成果を残した。しかし、1950年代末に教育開発が停滞するに伴って、同計画の多くは未実施に終わる。

ARNECは、国王親政体制が発足し、「パンチャーヤト民主主義」が敷衍される状況において任命された。ただし、同委員会の教育計画は、新しい政治体制はもとより、一部を除いて、憲法で強調されたナショナル・アイデンティティとの関連に乏しく、基本的には、NNEPCの国民教育制度構想を踏襲している。

すなわち、ARNECの教育制度改革計画の主な特徴は、複線型から単線型学校体系への移行、職業科目を導入した5年間の初等教育の導入、2領域から構成される3年間の前期中等教育の導入、4領域から成る3年間の後期中等教育の導入、継続的な成人識字プログラムを重視した社会教育の実施、初等中等学校教員の即時養成、教具・教材の開発および出版機関の設置、初等中等教育におけるネパール語の教授用語化、すべての高等教育施設在籍者による地方サービス活動の開始、サンスクリット教育の奨励などである。

こうしたARNECの教育計画は、一定の具現化を果たした。しかし、学校体系の移行など教育制度改革に係る同計画の根本は、5か年計画など1960年代の開発計画へ必ずしも具体的に採納されなかった。

##### (4)1970年代における教育計画の全体的な追究

NNEPCとARNECの国民教育制度構想は、少なくとも実効性および継続性という意味においては、具体的教育計画および政策として十全に開発され実施されたとはいえない。こうした総合的かつ一貫した教育計画および政策の不存在の中で、学校数や在学者数等の増加はより加速した。

そこで、国王は、教育省に対して、「政党なきパンチャーヤト・デモクラシーと、国家

再建計画における必要性を調和させた」教育計画の策定を改めて命じた。こうして成立した NESP は、政府の主導で、かつ、政体維持および国家開発に直接資するべく策定されたという意味において、ネパール最初の総合教育計画といえる。

NESP の目標は、市民の育成、知識技術等の開発と、基幹労働者の育成、国民に対する特定の資質の注入、国語や文芸等の保護開発である。そして、こうした目標の達成は、「国家開発に資する教育政策」における項目「国民教育制度の目的」に示される。それは、国王および国家への忠誠心の涵養、教授システムの統一、人的資源の生産である。

さらに、これらの目的に基づき設定された具体的な教育政策の方針は、教育開発における優先事項の決定、カリキュラムおよび教具・教材の統一、教育評価における統一基準の設定、教育機会の拡大である。そして、その具体施策として、学校制度の刷新、

NESP 実施機関「国家教育委員会」の新設と教育行政制度の再編、国家開発事業の導入などが計画された。このうち学校制度の刷新は、3 年制初等教育、4 年制前中等教育、三種（普通教育、職業教育、サンスクリット教育）の 3 年制後中等教育の導入、高等教育の再編（既存カレッジの大学キャンパスへの移行等）など、字義通り、従来の教育制度の改組というより新制度の樹立を図る計画であった。

しかし、NESP と第 4 次 5 年計画は、教具・教材センターやサンスクリット研究所の新設など一部の例外を除いて、相互の関連性は必ずしも確認できない。特に、国民形成について、第 4 次計画は、1960 年代以後の諸計画と同様に技術・職業領域におけるマンパワー養成は強調しているけれども、後述するような NESP における臣民、人民、市民の形成にはほぼ言及していない。こうした国民形成に関する傾向は、やはり通説に反して、NESP の全面推進を標榜する第 5 次 5 年計画にも見られる。

(5) 1960～1970 年代の教育計画におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明

王政復古以後のネパールにおいて、国民意識に乏しい民衆を、国家における共通のコードや規範を身に付けた「ネパール国民」として育成し統合することは、国家開発における重要課題であった。そして、教育制度は、国民統合の主要な担い手として構想され続けてきた。

しかし、1950 年代のネパールにおいては、法規における「ネパール国民」の定義は必ずしも明確ではなかった。そこで、NNEPC は、教育制度の建設において独自の国民概念を想定する必要がある。

この国民概念は、およそ、第一に、国政へ適切に参加する能力を有する市民、第二に、

健康で文化的な生活を営み得る能力を保持する個人、第三に、家族の生計を立てる能力を備えた職業人が国民の要素であると理解できる。

また、NNEPC は、原則としてネパール語を唯一の教授用語および学習言語であると設定し、事実上、ネパール語の読み書き能力をネパール国民の要件と想定している。すなわち、NNEPC は、上記の三能力とネパール語能力を備えた国民の育成装置として教育制度を構想したと考えられる。

ARNEC が任命され活動した時点において、法規における「ネパール国民」の定義は、やはり必ずしも明確でない。したがって、ARNEC も、独自の国民概念を設ける必要があった。

この国民概念は、ARNEC の初等中等教育計画に提示された、15 の「習性」(habits)に看取することができる。すなわち、協同の精神、法・政府の指示・社会習慣の尊重、教員や親など年長者の尊重、神・国家および国王への十分な敬意といった習性を備えた人間は、教育制度を通じて育成される国民の範型である。特に初等教育計画では、この習性群の多くを子どもへ迅速に身につけさせることが強調された。

また、教授用語について、ARNEC は、すべての初等中等学校におけるすべての科目のそれをネパール語と明確に設定し、やはり事実上、ネパール語の読み書き能力をネパール国民の要件と想定している。

NESP は、国王親政およびパンチャーヤト体制の正統性を明文化し、また、数多の国家の象徴を規定した 1962 年憲法のもとで成立した。それ故に、NESP における国民概念は、この憲法や当時の国王親政体制を反映している。

すなわち、NESP に想定される国民の概念は、国王およびパンチャーヤト体制に忠誠を尽くす臣民であり、国家の社会的経済的開発に寄与する労働者であり、特定の習慣や資質を身につけた人民であり、多様な民族、言語、利害関係等を超えて一定の紐帯のもと連帯する市民と理解できる。

また、教授用語について、NESP は、すべての初等中等学校におけるそれをネパール語と明示した。さらに、ネパール語以外を教授用語とする場合にネパール政府の認可が必要とするなど、政府の学校に対する監督を強化した。

王政復古後の教育計画におけるネパール国民育成の位置付けについて、NESP の国民概念と ARNEC 報告書における 15 習性とは、一部は継承しているにしても、明らかに異なる。

NESP と NNEPC 報告書における国民概念は、その構成も含めて近似するものもある。しかし、それぞれの政治的文脈と対応して、前者が民主主義社会に資する市民を示唆したのに対し、後者が国王およびパンチャーヤト体制の臣民を明示し強調した点に注目し得る。つまり、複数の国民概念を昭示し、その形成

を国民教育制度の主目的としたこと、また、一義的なそれが国家体制への遵従にあったことに、王政復古後の教育開発の過程において NESP が確たる理由がある。

こうした NESP の主要改革、たとえば、「国家教育委員会」の新設、学校制度の刷新、「国家開発事業」の導入、ナショナリズムを強調する教員・教材の開発などは迅速に実施されていく。これは、それまで国家開発において副次的な位置づけであった国民教育制度の整備が、国王直下の国家教育委員会のもとで国策における主要事業へ転化した証左であると推測できる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

中村裕、1960年代ネパールにおける高等教育制度の状況および改善計画 - ARNEC の高等教育計画における現状把握と改善提言へ焦点を当てて - 聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、49号、2017、pp.11-18.

中村裕、1960年代初期ネパールにおける教員養成の背景と特徴 - ARNEC 報告書における初等教員養成改革案に焦点を当てて - 聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、48号、2016、pp.69-76.

中村裕、1960年代初期ネパールにおける初等教育制度の拡大と整備 - NNEPC と ARNEC の初等教育計画における目標とカリキュラム案を比較して - 聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、47号、2015、pp.39-46.

中村裕、1960年代のネパールにおける中等教育計画の特徴と展開 - NNEPC および ARNEC の中等教育制度構想とそのカリキュラム案を比較して - 聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、46号、2014、pp.69-76.

〔図書〕(計1件)

中村裕、初期ネパールの教育計画における学校外教育の構想、頁数未定、清水一彦・半田勝久・荒川麻里(編集)『接続が変える教育の未来』、東信堂、2017(出版予定)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中村 裕 (NAKAMURA, Yutaka)

聖徳大学短期大学部・保育科・准教授

研究者番号：90572165